



概要

1. 公立小・中学校を取り巻く状況
2. 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方
3. 持続的で魅力ある学校教育のための取組
 - (1) 学校施設関係
 - (2) 教職員加配関係等
 - (3) 小中一貫教育関係
 - (4) コミュニティ・スクール関係
 - (5) 遠隔教育関係
 - (6) 地方教育行政の在り方等関係
4. 事例紹介

1. 公立小・中学校を取り巻く状況

3

公立小中学校数と児童生徒数の推移（H元～R5）

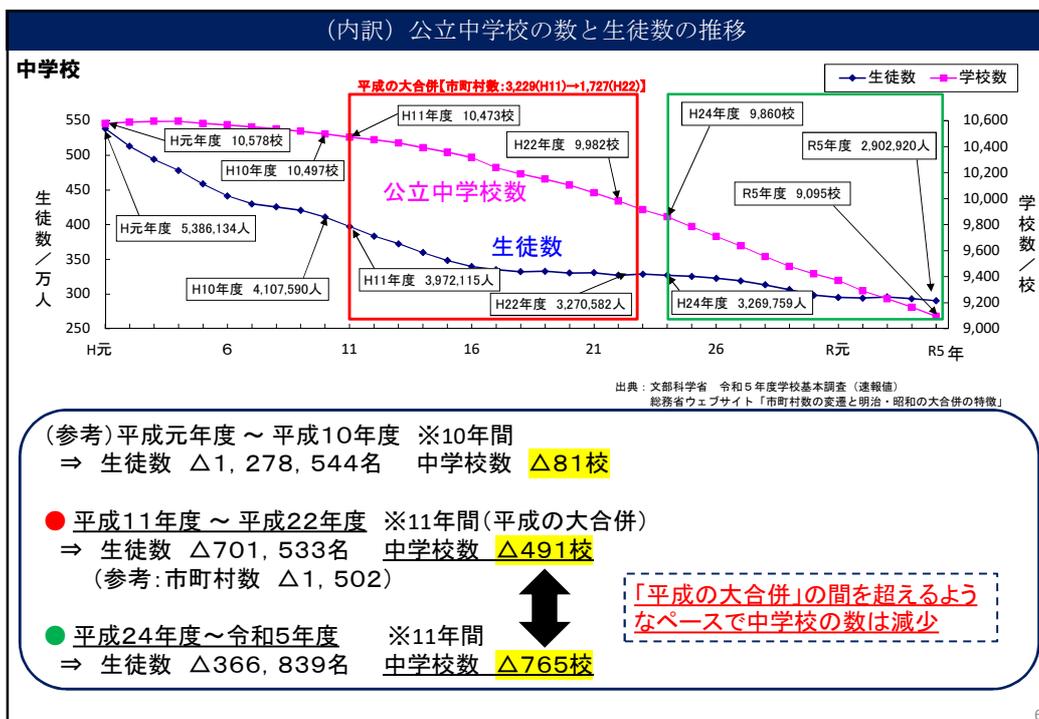
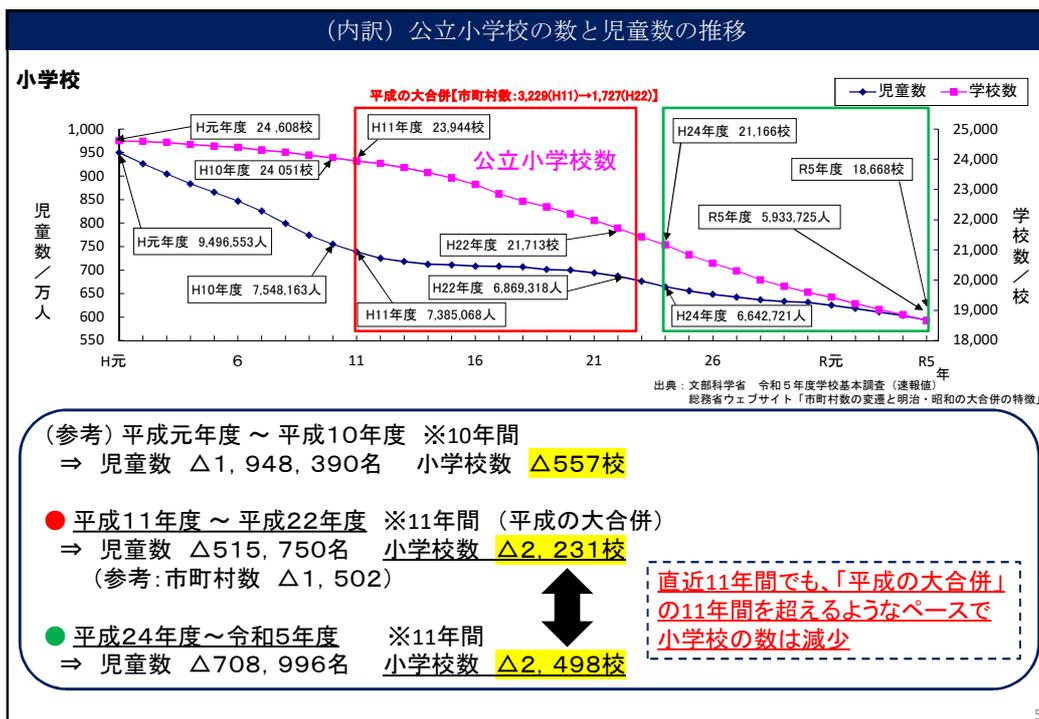
- 過去10年間で公立小中学校の学校数は**9.3% (2,857校)**減少。
- 過去10年間で公立小中学校の児童生徒数は**9.9% (975,208人)**減少。
- 1市町村に1小学校1中学校等^{※1}という市町村は**258 (14.8%)**^{※2}ある。

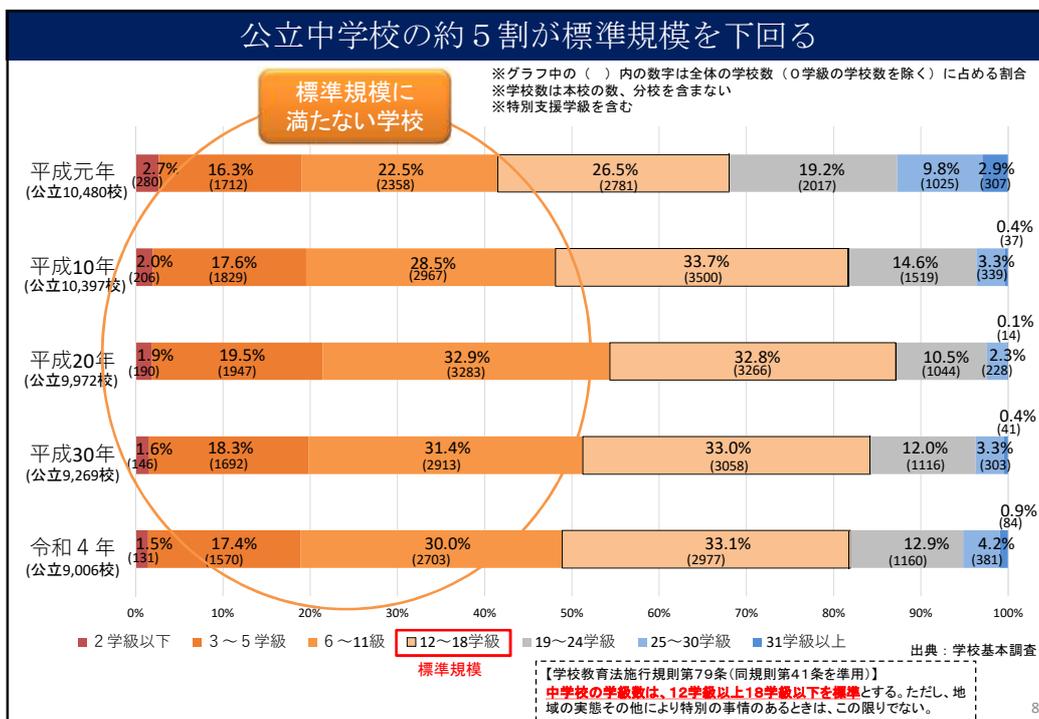
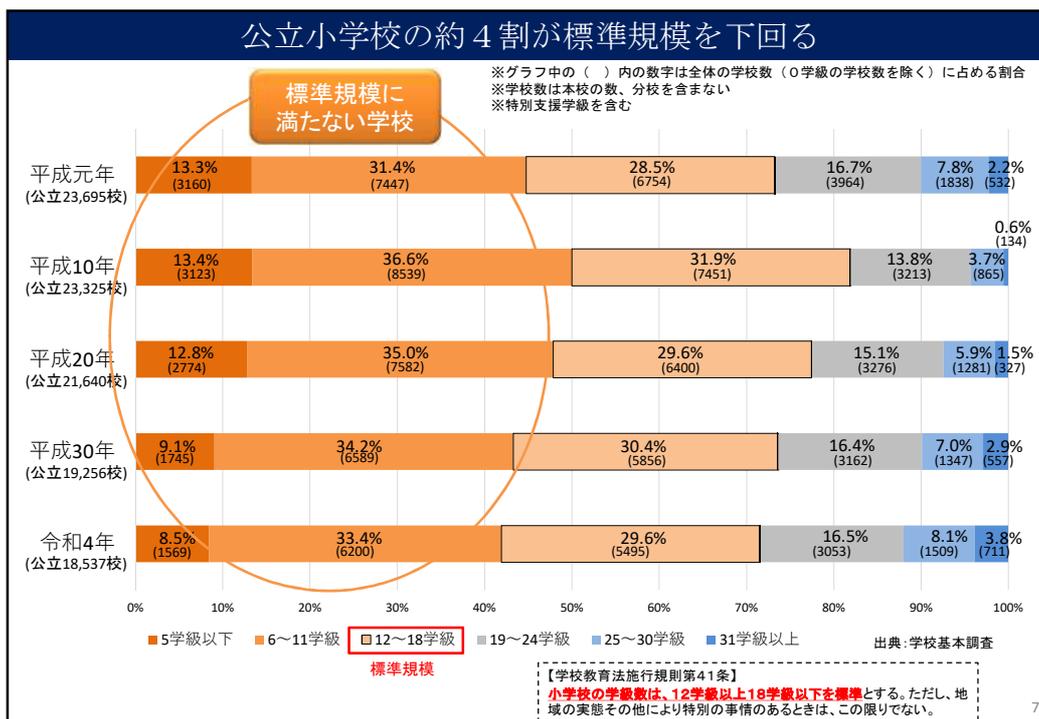
※1: 1小1中0義務、1小0中0義務、0小0中1義務
 ※2: 令和4年5月1日時点の市町村数 (1747市町村)を分母として算出

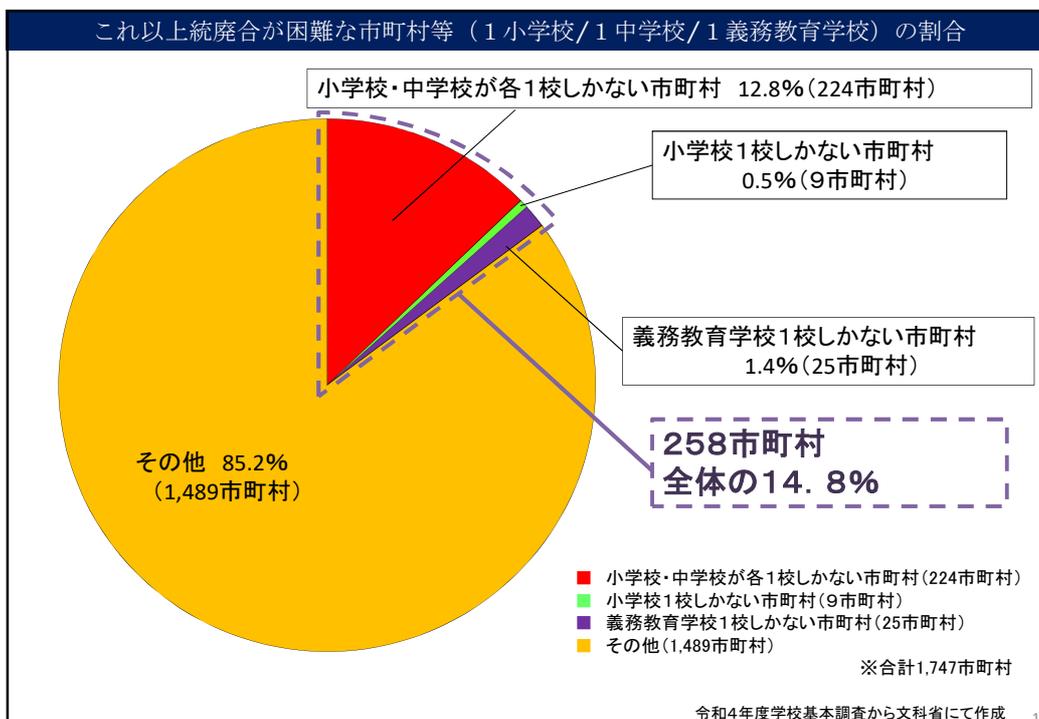
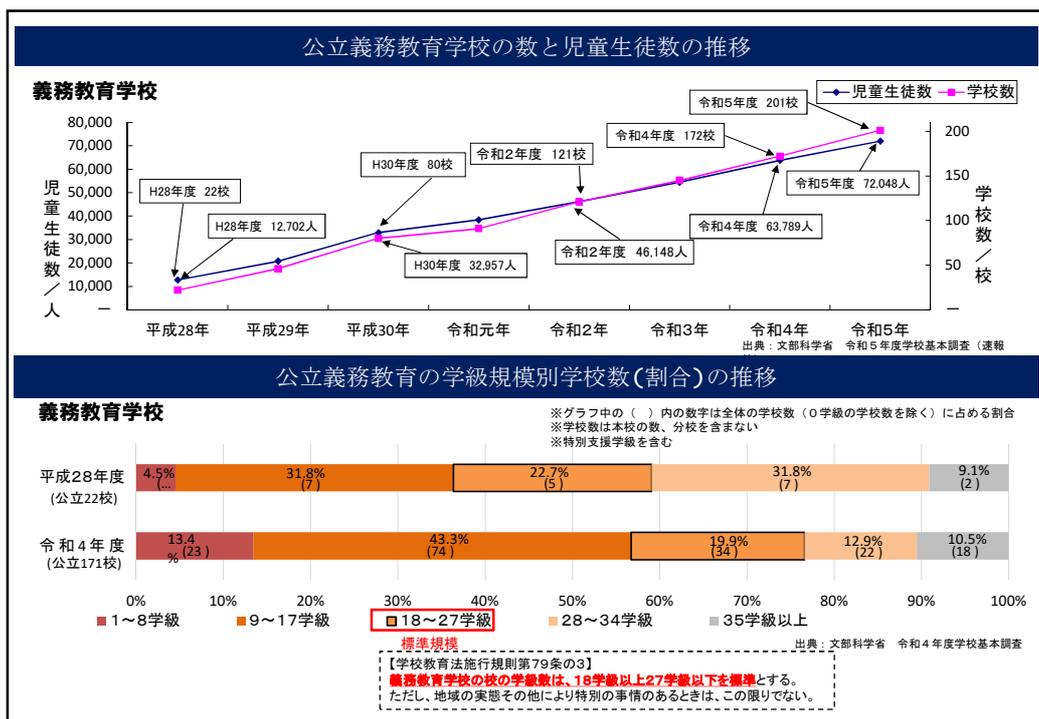


出典: 文部科学省 令和5年度 学校基本調査(速報値)
 ※2については令和4年度 学校基本調査

4



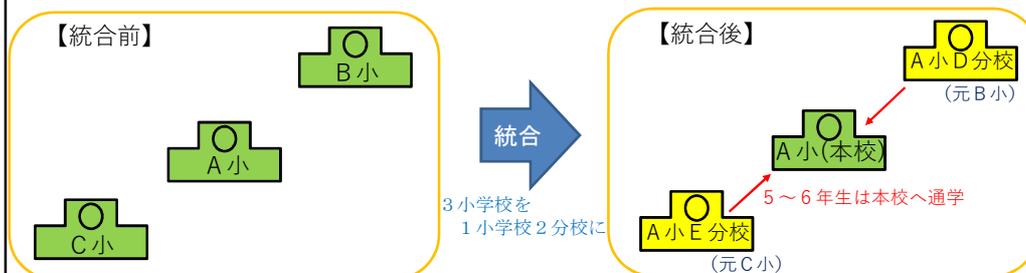




(参考)複数の小学校を統合して低学年部分を分校として存続させる例

例えば、域内にある3つの小学校を2つの分校を有する1つの小学校に統合して、

- ・ A小学校に通っていた1～6年生はこれまでどおりA小学校に、
- ・ B小学校に通っていた、1～4年生はA小学校D分校（そのままB小の校舎）に、5～6年生はA小学校に、
- ・ C小学校に通っていた、1～4年生はA小学校E分校（そのままC小の校舎）に、5～6年生はA小学校に、通学させることは現行制度下においても可能である。



○学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。

第42条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、五学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

11

2. 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

12

適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

- 児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという特質を踏まえると、学校については、**一定の規模を確保することが望ましい。**

※小規模の場合には、例えば、以下のような課題が生じる

- ・クラス替えができない、クラス内で男女の偏りが生じる、人間関係が固定化する
- ・多様な意見に触れることが難しくなる、リズム・音楽や合唱・合奏などが困難になる

- そのため、文部科学省では、**小中学校の学校規模（学級数）の標準等を設定。**

（学校教育法施行規則において、学校規模の標準は「小中学校ともに、17学級以上18学級以下」）

- 学校規模の適正化の検討は、あくまでも**児童生徒の教育条件の改善**の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきもの。

※学校には一定の規模が必要な一方で、統廃合の結果、極端に長距離の通学が求められることなども問題。

- また、学校は**地域のコミュニティの核**として、防災・保育・地域の交流の場等の機能を併せ持つ。地域の事情により、学校統廃合が困難な場合や小規模校として存続させることが必要な場合もある。

統廃合することも、小規模校として存続させることも、設置者である自治体が判断。

※小規模校として存続させる場合、メリットを最大化するとともに、デメリットを最小化するような工夫が必要。

13

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(要旨) (平成27年1月27日)

1 基本的な考え方と手引の位置付け

(基本的な考え方)

- 学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育条件をより良くする目的で行うべきもの。

- 学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを活かした学校作りを行うか、休校した学校の再開を検討するかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情(学校が都市部にあるのか過疎地にあるのか等)に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断。

- コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因・地域事情等に配慮する必要。特に過疎地など、地域の実情に応じて小規模校の課題の克服を図りつつ小規模校の存続を選択する市町村の判断も尊重。

(手引の位置付け)

- 必ずしも検討が進んでいない市町村も多く、検討に必要な資料の提供等の国による支援が求められている。

- 学校規模適正化や小規模校の充実策の検討に際しての基本的方向性や考慮すべき要素、留意点をまとめ、各自治体の主体的な取組を総合的に支援する方策の一環として策定するもの。

2 学校規模の適正化

- 学校小規模化の影響について、学級数の観点に加え、学校全体の児童生徒数やクラスサイズ等の様々な観点から整理。

- その上で、学校規模の標準(12~18学級)を下回る場合の対応の大まかな目安について、学級数の状況毎に区分して提示。

【学校小規模化の影響の例】

(学校運営上の課題)

- ・クラス替えできず人間関係が固定化
- ・集団行事の実施に制約
- ・部活動の種類が限定
- ・授業で多様な考えを引き出しにくい、等

(児童生徒への影響)

- ・社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ・多様な物の見方や考え方に触れることが難しい、等

【提示例】小学校(1~5学級)複式学級が存在する規模

概ね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

3 学校の適正配置(通学条件)

- スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、従来の通学距離の基準(小学校:4km以内、中学校:6km以内)に加えて、通学時間の基準を設定する場合の目安を提示。

⇒1時間以内を一応の目安として、市町村が判断

(適切な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消する前提)

14

4 学校統合を検討する場合の留意事項

●保護者・地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら検討を進める上での工夫例を提示。

(内容例)

○統合の適否に関する合意形成 <ul style="list-style-type: none"> 小規模の課題の可視化と共有 統合効果の共通理解 保護者や地域代表が参画した統合プランの検討 住民アンケートの実施 等 	○魅力ある学校作り <ul style="list-style-type: none"> 教育課程特例校制度等を活用した魅力的なカリキュラムの導入 コミュニティ・スクールの推進 小中一貫教育の導入 施設設備の充実 等 	○統合により生じる課題への対応 <ul style="list-style-type: none"> バス通学による体力低下への対応 児童生徒の環境適応支援 廃校校舎の地域拠点としての活用 等
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5 小規模校を存続させる場合の教育の充実方策

●小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化することができるような工夫例を提示。

(内容例)

○小規模校の良さを活かす方策 <ul style="list-style-type: none"> 少人数であることを生かした教育活動(外国語の指導や実技指導等)の徹底 個別指導・繰り返し指導の徹底等による学習内容の定着 地域の自然・文化・産業資源を活かした特別なカリキュラムの編成 地域との密接なつながりを活かした校外学習・体験活動の充実 等 	○小規模校の課題を緩和する方策 <ul style="list-style-type: none"> 小中一貫教育による一定の学校規模の確保 社会教育施設等との複合化による教育活動の充実 ICTの活用による他校との合同授業 小規模校間のネットワークの構築 等
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6 休校した学校の再開

●地域全体の振興策を総合的に検討する中で、一旦休校とした学校を再開させる取組に関して、具体的な工夫例を提示。

(内容例)

○一旦休校とした学校の再開に向けた工夫 <ul style="list-style-type: none"> 学校選択制の部分的導入等により人口集中地域から生徒を集める工夫 山村留学・漁村留学の積極的な受け入れ 学校再開を想定した休校の校舎等の維持・活用(宿泊可能な設備の整備、伝統文化の保存・継承組織の活動拠点や芸術家村としての活用) 等 	○再開後の小規模校の活性化 <ul style="list-style-type: none"> 小規模校のメリット最大化・デメリット最小化策の重要性 地域の豊かな自然や地域住民とのふれあいの機会等を活かした特別なカリキュラムの編成 国の支援メニューの活用(施設整備・スクールバス購入補助等) 多様な工夫や支援の活用に関する文部科学省に対する直接相談 等
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

7 都道府県の指導・助言・援助の在り方

●広域の教育行政を担う各都道府県において、域内の教育の充実発展に責任を持つ立場から、学校の小規模化について市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助を行うことが期待される
⇒市町村の規模によっては単独で十分な検討を行う体制を整備することが困難な場合も想定される
市町村・学校が置かれた状況は極めて多様(例:交通環境の整備状況、市町村合併の状況、人口動態など)

【適正規模・適正配置に関する支援の例】

○基準やガイドライン、手引等の策定

- 域内の実態を十分に踏まえて学校規模適正化や小規模校を存続する場合の充実策等に関するガイドライン、手引等の整備

○情報提供機能の強化

- モデル的な統合のシミュレーション結果の情報提供
- 全国各地の先進的な取組事例の積極的な収集と情報提供

○カリキュラム開発への支援

- 「地域とともにある学校づくり」に向けた取組や、特色ある魅力的なカリキュラムの導入に向けた支援

○財政面での支援

- 市町村が行う学校規模適正化の検討に要する費用の一部を補助
- 市町村に対して、遠距離通学等に対する事業や校舎の新増築・改修事業等について、国の補助に加えて一定の財政的支援

○人事面での支援

- 学校ビジョンの策定段階から統合後の管理職予定者を責任ある立場で関わらせる
- 市町村教育委員会の要望を踏まえつつ通常の在任期間を柔軟に取り扱い、統合前の学校の管理職や教職員が統合後も引き続き残るよう配慮
- スクールカウンセラー等の派遣
- 統合支援のための教職員定数の加配措置の活用を含めた、必要な教職員の確保

【統合困難な小規模校への支援の充実の例】

設置者のみでは困難なケースもあり得るため、都道府県教育委員会が積極的な支援策を講じることが望まれる

○教職員配置の充実

- 国の加配や県単加配等を活用しつつ、小規模校の教育活動の充実や複式学級の解消
- 複数校間での教員の併任による免許外指導の解消や、指導力のある教員による小規模校間巡回と若手教員とのティームティーチング
- 複数校間で小・中学校事務の共同実施の導入による、事務体制の効率化の推進や、教職員間での役割分担の大胆な見直し 等

○教職員研修の充実

- 地域の大学等と緊密に連携し、ICT等の活用も含め、小規模校や複式学級設置校のニーズに応じた実践的な研修の充実
- 複式指導を専門に担当する指導主事の配置
 - 例:学校現場から力量のある教員を期限を設けて登用
 - 優れた退職人材の有効活用
- 担当する教員のニーズを的確に把握し、指導の改善に直結する研修を充実させ、免許外教科指導を解消

○モデル事業の実施

- へき地教育や複式教育のための研究会の実施や指導資料の作成
- ICTの積極的な活用や小規模校間の連携、社会教育との連携
- 地元の教員養成系大学と連携協力の上、小規模化を前提とした学習指導上の工夫や、地域の教育資源を最大限に活用した学校マネジメントや学校教育・社会教育との連携融合の在り方等についての共同研究 等

(参考)関係法令

●学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第四十一条 **小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。**ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
第七十九条 **第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。**この場合において、（略）
第七十九条の三 **義務教育学校の学級数は、十八学級以上二十七学級以下を標準とする。**ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

●義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）

（国の負担）

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に定める割合によるものとする。

- 一 公立の小学校、中学校（第二号の二に該当する中学校を除く。同号を除き、以下同じ。）及び義務教育学校における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築（買取その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費 二分の一
 - 二 公立の小学校、中学校及び義務教育学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一
 - 二の二 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を実施するもの及び公立の中等教育学校の前期課程（以下「中等教育学校等」という。）の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一
 - 三 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一
 - 四 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を**適正な規模**にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一
- 2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第四号の適正な規模の条件は、政令で定める。

●義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第八十九号）

（適正な学校規模の条件）

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- 一 **学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。**
- 二 **通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。**
- 2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

17

3. 持続的で魅力ある 学校教育のための取組

18

文部科学省としては「より良い教育環境の実現」を支援 統廃合する場合も、小規模校として存続する場合も支援の対象となり得る

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定（平成27年1月）

学校統合の適否やその進め方、小規模校を存続する場合の充実策等について、地方自治体が検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめ、地方自治体の主体的な取り組みを総合的に支援

当省ウェブサイト「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等」に掲載

<学校統合による魅力ある学校づくり>

- **施設整備への補助**
統合に伴う学校施設の新増築（負担割合：原則1/2）や、既存施設の改修（算定割合：原則1/2）に対して補助
◆公立学校施設整備費
令和5年度当初予算：68,718百万円の内数
令和6年度要求：209,700百万円+事項要求の内数
- **教員定数の加配**
統合前後一定期間における指導・運営体制の構築を支援
◆教員定数の加配措置
令和5年度当初予算：260人 令和6年度要求：260人
義務教育学校を含む小中一貫教育への支援（後掲）
- **スクールバス等購入費補助**
◆へき地児童生徒援助費等補助金
令和5年度当初予算：2,150百万円
令和6年度要求：2,137百万円
うち、スクールバス等購入費
令和5年度当初予算：619百万円
令和6年度要求：616百万円
- **学校魅力化フォーラムにおける、統合による魅力ある学校づくりの先進事例の発信**

<小規模校を存続させる場合の教育活動の充実>

- **教員定数の加配**
小規模校加配
◆教員定数の加配措置
令和5年度当初予算：95人 令和6年度要求：125人
義務教育学校を含む小中一貫教育への支援（後掲）
- **学校魅力化フォーラムにおける、統合困難な地域における教育環境の充実の先進事例の発信**

<休校している学校の再開支援>

- **スクールバス等購入費補助〔再掲〕**
- **施設の大規模改修・長寿命化改良への補助**
◆公立学校施設整備費〔再掲〕

<地域コミュニティの維持・強化等>

- **コミュニティ・スクール/地域学校協働活動などを通じた学校を核とした地域力強化の推進**
◆学校を核とした地域力強化プラン
令和5年度当初予算：7,650百万円 令和6年度要求：8,881百万円
- **義務教育学校を含む小中一貫教育への支援**
◆教員定数の加配措置
令和5年度当初予算：401人 令和6年度要求：601人
- **廃校の有効活用への推進**

19

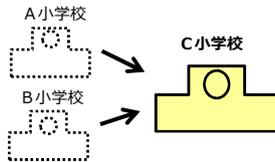
(1) 学校施設関係

20

公立学校施設整備の学校統合に係る支援制度

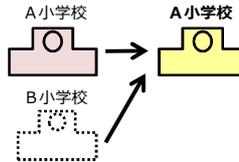
- 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を**適正な規模にするため統合**しようとするに伴って必要となり、又は統合したことによって必要となった**校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部を国が負担**（原則1/2）。
- また、学校統合に伴って実施する**既存建物の改修**についても、**国庫補助**を行っている（原則1/2）。

【パターンA:新しい敷地に統合する場合】



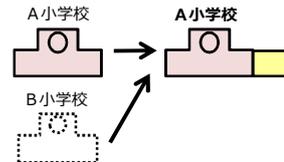
公立学校施設整備費負担金により、原則1/2の国庫負担。

【パターンB:既存のいずれかの学校を統合に伴い改修する場合】



既存建物を改修して活用する場合、学校施設環境改善交付金により原則1/2の国庫補助。

【パターンC:既存のいずれかの学校を統合に伴い増築する場合】



公立学校施設整備費負担金により、原則1/2の国庫負担。

※パターンBとパターンCは併用可能。
※パターンCを行う場合において、既存建物（赤色部分）については、老朽化や耐震力不足の要件を満たせば改築の国庫補助を行うことが可能（原則1/3）。

補足

- ・ 学校数の減少を伴わなければ、統合事業の国庫補助対象とならない。
- ・ 学校建物として使用せず取り壊す建物については、施設整備事業と同時期に解体撤去を実施する場合に限り、当該費用も国庫補助対象としている。
- ・ 新増築や既存施設の改修については、一定の要件を満たした場合、統合年度の3年度前から整備することができる。
- ・ まちづくりの計画と一体となって施設整備を行う場合は、国交省都市局所管の都市構造再編集中支援事業を活用できる可能性がある。

詳細は右記リンクを参照。【国交省HP：https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html】

21

学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化について

学校施設の複合化・共用化を行うことにより、**施設機能の高機能化・多機能化に伴う児童生徒や地域住民の多様な学習環境の創出、公共施設の有効活用、財政負担の軽減等につながる**ことが期待される。

公立小中学校等の複合化事例数

全国で**11,450校**（約39%）

複合化した公共施設等の種類別件数（延べ数）

文教施設	社会福祉施設	文教施設・社会福祉施設以外の施設			
体育館	843件	放課後児童クラブ	6,870件	地域防災備蓄倉庫	7,475件
公民館	608件	児童館等	170件	給食共同調理場	409件
図書館	75件	保育所	88件	行政機関	55件

（令和4年9月1日時点 文部科学省調べ）

■学校施設と公共施設との複合化のイメージ

他の公共施設（図書館等）との複合化・共用化を図り、多様な「知」を集積する共創空間としていく姿



「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）」（令和4年3月）より

個別施設計画を実行性のあるものとするためには、**少子化に対応した学校づくりや、学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化について、地域の実情に応じて検討し、その結果を計画に反映させることが重要。**

22

(2) 教職員加配関係等

25

少子化に対応した活力ある学校教育への支援策(教職員加配(R5予算))

①義務教育学校を含む小中一貫教育への支援 (R2創設) 401人

・少人数学校における児童生徒が切磋琢磨し協働する環境整備や中学校教師による小学校高学年における専科指導の推進の観点を踏まえ、小学校高学年において専科指導等に積極的に取り組む複数の学校を支援。

※加配要件

- ① 教育委員会規則や教育委員会が定める要綱等において、2以上の小学校及び1以上の中学校を含む学校群で運営を行うこととしていること。
 - ② 要綱等においては、小学校高学年における専科指導を含む義務教育9年間を通じた教育活動を一体的に行うことが明記されていること。
- ・中学校教員が隣接する小学校において、専科指導を行う学校を支援。

②統合加配 (H26創設) 260人

学校統廃合により学級数が減少する場合に教職員定数の減少を緩和する加配定数を措置。

③小規模校への教員定数の加配 (H27創設) 95人

複式学級が置かれるような小規模な学校において、実質的に複式学級を解消するために活用することが可能な加配定数を措置。

26

へき地児童生徒援助費等補助金		令和6年度要求・要望額 (前年度予算額)	21億円 22億円	
1. 趣旨				
交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。				
2. 補助内容				
(1) スクールバス等購入費	616百万円 (619百万円)			
へき地学校、過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助				
(2) 遠距離通学費	1,078百万円 (1,088百万円)			
① 学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助 (補助期間：5年間)				
② 激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助 (補助期間：5年間)				
(3) 離島高校生修学支援事業	238百万円 (238百万円)			
高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助				
(4) その他	204百万円 (204百万円)			
寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費 (3～5級地)、学校間移動費、保健管理費				
				
3. 実施主体				
都道府県、市町村				
4. 補助率				
1/2 (高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2/3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1/3)				

(初等中等教育局財務課)

(3) 小中一貫教育関係

小中一貫教育が求められる背景・理由

<検討の経緯>

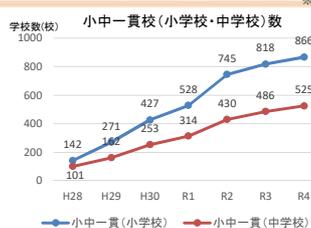
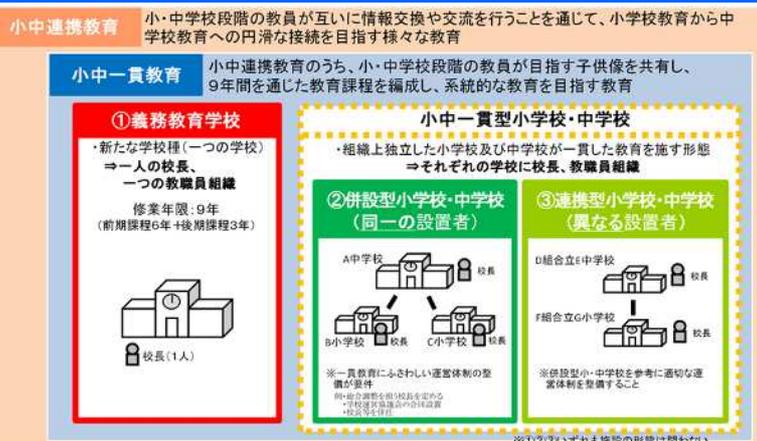
平成26年 7月	教育再生実行会議 第五次提言 『今後の学制等の在り方について』
12月	中央教育審議会答申 『子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について』
平成28年 4月	学校教育法等の一部を改正する法律の施行

背景

- ① **義務教育の目的・目標規定** の新設
- ② 小学校への英語教育の導入や中学校の授業時間数の増加など、近年の **教育内容の量的・質的充実** への対応
- ③ 小学校高学年段階における児童の **身体的発達の早期化** 等に関わる現象
- ④ 中学校進学時の不登校、いじめ等の急増など、**中1ギャップへの対応**
- ⑤ 少子化等に伴う **学校の社会性育成機能の強化** の必要性

29

小中一貫教育制度、学校数の推移



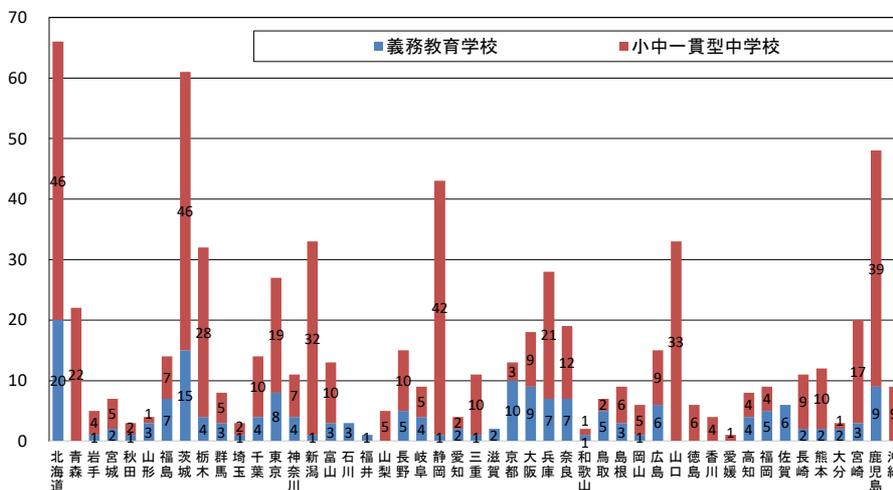
学校基本調査(文部科学省)をもとに教育制度改革案にて作成

※いずれも国立、私立を含む
※令和3年度の小中一貫校(小学校・中学校)数については、学校基本調査において、一部都道府県で登録した数に誤りがあったため、改めて該当都道府県に確認の上、作成している。

30

小中一貫教育を実施している学校数(設置形態別・都道府県別)

小中一貫校(都道府県別) (令和4年度)



出典: 令和4年度学校基本調査

31

小中一貫した教育課程の編成・実施等に関する事例集—第2版— (令和4年3月9日)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkkan/1400462_00001.htm

<小中一貫の利点を活かした教育課程の編成・実施>

- 義務教育9年間を見通した「確かな学び」 [岩手県] 大槌町立大槌学園 (義務教育学校)
- 小中一貫で実現する「確かな学力の向上」 [東京都] 足立区立新田学園 (併設型)
- 小中一貫した教育課程「ふるさと学習」 [長野県] 信濃町立信濃小中学校 (義務教育学校)
- 小学校における教科担任制の実施 [京都府] 京丹後市立久美浜中学校区 (併設型)
- 小学校と中学校の教員の相互乗り入れによるすべての児童生徒とかわりあう学習環境 [石川県] 珠洲市立宝立小中学校 (義務教育学校)
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた小中合同の授業改善・授業研究 [神奈川県] 横浜市立義務教育学校霧が丘学園 (義務教育学校)

<学校経営の視点からの校長コラム>

- 校長1人の場合の学校経営 (義務教育学校) ~9年間のグランドデザイン、教育課程の特例を活用した特色ある学び(プログラミング学習)、全職員で行う「魅力ある学校環境」での「ワクワクする授業」~ [茨城県] つくば市立みどりの学園義務教育学校 毛利靖校長
- 校長2人の場合の学校経営 (併設型) ~9年間を見通した探究的な学び、「令和の学校を創る」教職員集団~ [埼玉県] 戸田市立戸田東小学校 小高美恵子校長、戸田東中学校 鈴木研二校長

<小中一貫x「○○○」~小中一貫教育の導入をきっかけとした特色ある教育の追求~>

- 9年間で夢と志を育むことを通じた学校を拠点とした「地域の活性化」 [高知県] 高知市立義務教育学校土佐山学舎 (義務教育学校)
- 小中一貫でこそ実現する自律的学習者を育成するためのPBLを中心とした「キャリア教育」 [福岡県] 飯塚市立小中一貫校幸袋校 (併設型)
- 学習環境への継続的な配慮を通じた「特別支援教育」の充実 [千葉県] 鴨川市立長狭小学校・長狭中学校 (併設型)
- 安心した学校生活を支える9年間を見通した取組 [山梨県] 南アルプス市立小中一貫校八田小中学校 (併設型)
- 小中一貫教育の利点をより享受するための「校務の情報化」 [宮崎県] 新富町立新田小中学校 (併設型)

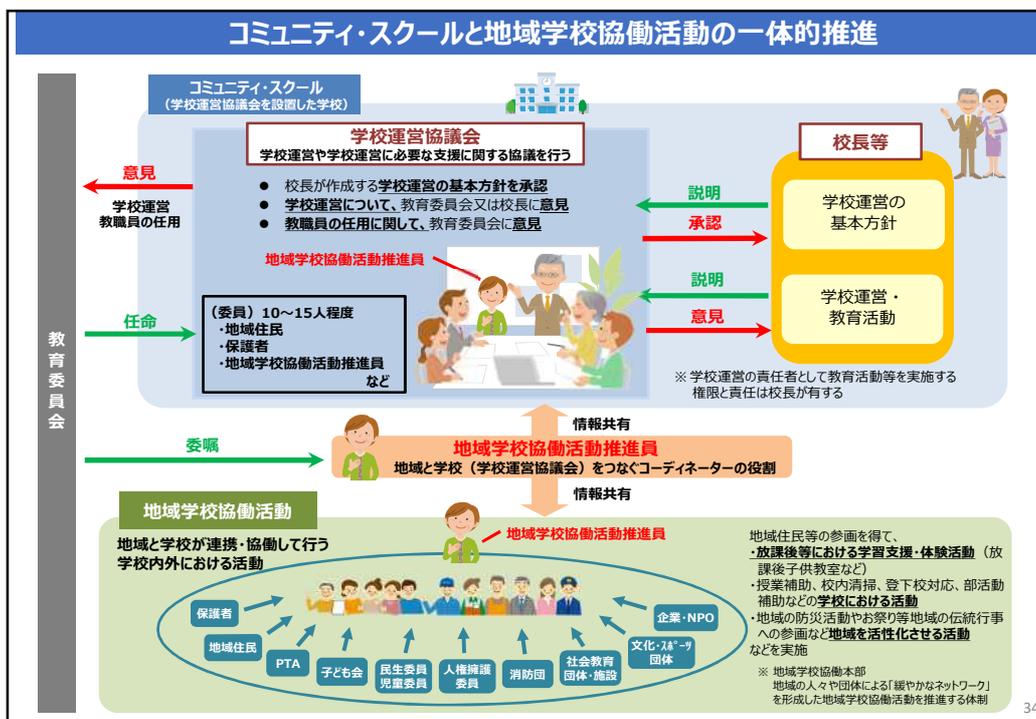
<地方教育行政の視点からの小中一貫教育コラム>

- 小中一貫教育で描く義務教育9年間のグランドデザイン [新潟県] 三条市教育委員会
- 地域との3年間の話し合いから生まれた義務教育学校 [秋田県] 北秋田市教育委員会

32

(4) コミュニティ・スクール関係

33



【事例】CSによる「社会に開かれた教育課程」の実現（山口県萩市）

コミュニティ・スクールを基盤とした萩大島ならではの小中一貫教育の推進（山口県萩市立大島小中学校）

学校が小中一貫教育校としてスタートするにあたり、9年間の系統性・連続性を強化した「萩大島地域のひと、もの、こと」を生かした実効性のある学校・地域連携カリキュラムを、コミュニティ・スクールを基盤に児童生徒を中心に、教職員・保護者・地域住民（学校運営協議会委員）が一体となって開発した。このカリキュラムは、地域の特色を生かした教育の視点から捉え直し「萩大島の未来を創る人材を育てる」ことを目標に掲げた「萩大島ふるさと創造科」を構想した。

地域のSWOT分析の様子

【萩市立大島小中学校 学校運営協議会】
 ○委員数：14名 ○年間開催回数：5回
 （教職員も含む）（+ 参観日等案内）
 ○構成員：
 町内会長1、婦人会長1、主任児童委員1
 社会福祉協議会長1、公民館長1、
 教職員5、保護者代表1、小中PTA会長2、
 萩市役所大島出張所長1（令和元年度実績）

萩大島

学校運営協議会では、カリキュラム作成の土台となる萩大島の強みと課題を洗い出すSWOT分析（環境分析）や、強みを生かした学習内容の抽出まで、児童生徒、教職員、保護者、地域住民（学校運営協議会委員）が一体となって熟議を行った。

平成30年度に作成を始めた「学校・地域連携カリキュラム」。日頃の授業や行事において、地域との連携を図ってきた学習内容や地域の方々と共に学ぶことが、児童生徒にとってより大きな教育効果に繋がる学習内容を、児童生徒、教職員、保護者や地域の方々で一覧表に整理して、実践を重ねています。

- 例1）道徳の授業に地域住民が参加し、児童生徒と共に考え、議論する学習
- 例2）中学校の技術・家庭科（技術科）の物づくりの授業で、地域の建築士が講師として指導

ふるさと大島学習～萩大島魅力化プロジェクト

【身につける力】主体性・関わる力、粘り強さ

考察

- 児童生徒が、カリキュラムの構想段階から関わることで、学習への主体性が醸成され、学びに向かう一人ひとりの意志が引き出される。
- 学校と地域が連携して行う教育活動のためのカリキュラムには、児童生徒への「保護者や地域の願い」が込められている。
- そのカリキュラムで目指すべきゴール（児童生徒の姿）を明確にし、児童生徒、教職員、保護者、地域で共有することが大きな成果に繋がる。
- 地域に接し、地域に育まれる経験は、児童生徒に地域に対する愛着と誇りを醸成し、自分たちの手で地域の魅力を創る行動（志）を引き出す。
- コミュニティ・スクールの機能を生かしたカリキュラム編成の過程そのものが「教育課程を社会に開くこと」になる。

35

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和6年度要求・要望額 8,216百万円
 （前年度予算額 7,066百万円）

令和5年6月16日閣議決定

現状 課題

- ▶ 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- ▶ コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R4時点：15,221校、42.9%）
- ▶ コミュニティ・スクールと社会教育活動である**地域学校協働活動を一体的に推進**することで、**学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

事業期間：平成27年度～

交付先：都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）

要件：①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること
 ②地域学校協働活動推進員等を配置していること

補助率：国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3

支援内容：地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

第4章 中長期的経済財政運営

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進
 （質の高い公教育の再生等）
 教職員の能力向上等を通じ、志ある優れた教師の発掘・確保に全力で取り組む。教師が安心して本務に集中し、志気高（誇り）を持つことにも向合うことができるよう、**（略）コミュニティ・スクール等も活用した社会全体の理解の醸成や慣習にわれない禁止等を含む学校・教師が担う業務の適正化等を推進する**…（略）
 安心して柔軟に学べる多様な学びの場の環境整備を強化する。…（略）**地域を始め社会の多様な専門性を教育する大人や関係機関が協働してきめ細かく教育に関わる子ども学校への考え方の下、地域と連携したコミュニティ・スクールの導入を加速するとともに、…（略）**

令和6年度概算要求のポイント

- ▶ **地域学校協働活動推進員等の配置促進・機能強化**
 - 高校等への配置拡充（1,000人増）、学校における働き方改革や放課後児童対策など地域課題に応じた追加配置の拡充（1,000人増）により、常駐的な活動を支援
 - 相応しい知識や経験・能力を有した人材の確保（謝金準備の引上げ）
- ▶ **都道府県等教育委員会の伴走支援体制の強化**
 - CSアドバイザーの配置促進
 - 研修の充実

ロジックモデル

アウトプット（活動目標）

- すべての自治体で地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を実施
 [参考] 予算補助を受ける自治体数 R3:1,345自治体 R4:1,356自治体 R5見込み:1,388自治体
- 地域学校協働活動推進員等の数の増加
 [参考] 予算補助を受ける地域学校協働活動推進員等の人数 R3:27,891人 R4:28,075人 R5見込み:30,000人
- コミュニティ・スクールの導入や質の向上等に関する研修会やアドバイザーの派遣を実施する自治体（都道府県・政令市）の増加

短期アウトカム（成果目標）

本事業を通じて、**子供を取り巻く課題（※）を改善・解決した自治体の増加**

※子供を取り巻く課題の項目例
 ・学校運営上の課題（社会に開かれた教育課程の実現、学校における働き方改革、いじめ、不登校など）
 ・地域での課題（地域の安全・防災など）
 ・学校運営の課題（放課後児童対策、子供の貧困、児童虐待など）

中期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域の**連携が進み、様々な課題に対して協働して取り組む地域の増加**

長期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域が連携・協働して、**自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる環境が整っている地域の増加**

事業改善・充実のための取組（RS～）

- ▶ 各自治体は、課題に応じた目標を設定し、事業年度ごとに取組の成果分析を実施
- ▶ 国は、各自治体の評価をとりまとめ、事業年度ごとに事業全体の成果分析を実施併せて、全国の好事例等を共有し、各自治体の事業改善に繋げる

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

(5) 遠隔教育関係

37

遠隔教育の活用場面・効果について

遠隔教育の推進
先端技術の活用
環境整備

- 遠隔教育は、**教育の質を大きく高める手段**。
- 具体的には、学校同士をつないだ合同授業の実施や外部人材の活用、幅広い科目開設など、**教師の指導や子供達の学習の幅を広げること**や、特別な支援が必要な児童生徒等にとって、**学習機会の確保を図る**観点から重要な役割を果たす。

多様な人々とのつながりを実現する遠隔教育

海外の学校との交流学習



- 台湾の小学生と英語でコミュニケーションを取ったり、調べたことを発表し合ったりする（長崎県対馬市）

小規模校の課題解消に向けた合同授業



- 小規模校の子供たちが他校の子供たちと一緒に授業を受け、多様な考えに触れる機会をつくる（熊本県高森町）

教科の学びを深める遠隔教育

小学校におけるプログラミング教育



- 大学と接続し、導入で興味・関心を高めたり、質問したりする（岡山県赤磐市）

社会教育施設のバーチャル見学



- 教室にいながら社会教育施設を見学し、専門家による解説を聞く（大分県佐伯市）

高等学校における教科・科目充実型授業



- 特定の教科・科目の教師がいない学校に授業を配信し、開設科目の数を充実する（静岡県）

個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育

外国人児童生徒等への日本語指導



- 日本語指導が必要な児童と離れた学校の日本語教室を接続する（愛知県瀬戸市）

病気療養児に対する学習指導



- 病気療養児が、病室等で在籍校の授業を受ける（神奈川県）

38

遠隔合同授業

概要

- 遠隔会議システムなどのICTを活用して離れた学校の教室同士をつなぎ、両校の児童生徒が合同で学ぶ授業
- 一方・一斉型の授業だけでなく、児童生徒が自ら課題を発見して主体的に学び合ったり、対話や議論を通じて、集団としての考えを発展させたりする協働的な活動が求められる

遠隔会議システム

	従来の遠隔授業	遠隔合同授業
主な活動	遠く離れた児童生徒との交流	近隣の学校同士が合同で多人数での授業を実施
実施頻度	イベント的に実施（年に1～数回程度）	継続的・計画的に実施（1年を通して実施）
期待される主な効果	・他地域のことを知る ・自分の地域のことを再確認する	・多様な意見や考えに触れる ・社会性を養う ・発表する機会を創出する 等

遠隔合同授業で見られる主な学習活動

教員の説明や発問

大型提示装置越しに、教員が説明を行う。児童生徒も相手校の教員に質問するなど、同じ教室にいるような活動が行われる。

板書や教材の提示

板書をカメラで撮影したり、再校で同じデジタル教材を表示したりして、授業に必要な情報を共有する。

全体で行う発表や話し合い

児童生徒が自分の考えを発表する。その様子はカメラで撮影されて、相手校にも伝わる。

グループやペアでの活動

情報端末の遠隔会議システムを通じて、相手校と一緒にグループを作って、活動を行う。

遠隔合同授業の主な効果

多様な意見や考えに触れられる

遠隔授業での発表や話し合いを通じて、異なった視点からの発言に気づくことができる。

コミュニケーション力や社会性が養われる

大人数を相手に緊張する中で、言葉や図を工夫して説明する姿が見られる。

友達との話し合いや議論を通じて、自分の考えを深められる

自校の児童生徒にはなかった考え方を聞くことで視野が広がり、自分の考えの良さや問題点に気づくことができる。

学習意欲や相手意識が高まる

相手校の児童生徒に説明することで、「どうやたらわかってもらえるか」という意識を持って考えることができる。

学習活動の規模が広がる

相手校と分担して調べ学習を行い、それぞれが調べたことを話し合うことができる。

他校の状況や様子について把握できる

同学年の子供たちとのグループ活動を経験したことが、中学校へ進学する際の自信につながる事例が見られた。

複式学級での直接指導の時間が増える

複式学級の児童生徒が、1時間を通して教員から直接指導を受けたり、質問したりする時間が増える。

場所が離れている良さを生かした学習や、離れた場所にある学習資源を利用した学習活動ができる

学級数に対して限られた人数しかAI・L・Tがない場合でも、遠隔合同授業で一度に複数校に対して指導が行える。

遠隔教育に関する実証事業による成果について

遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証事業（令和2年度） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00932.html

事業内容

- ▶ 多様性のある学習環境の実現等、児童生徒の学びの質の向上を図るため、遠隔教育システムの導入促進に係る実証を実施
- ▶ 遠隔教育システムの効果的な活用方法に関するノウハウの収集・整理とその効果を検証

成果物

遠隔教育システム活用ガイドブック 第3版

主な掲載内容

- ・遠隔教育の種類 ・遠隔教育の接続形態
- ・遠隔教育に必要なICT機器
- ・ICT機器の導入・利用のポイント
- ・実践例 ・環境構築や実施のポイント など

目的に応じた活用方法やノウハウ等を整理

パンフレット

「学びを止めない！ これからの遠隔・オンライン教育 ～普及使いで質の高い学び・業務の効率化へ～」

主な掲載内容

- ・学びを止めない具体的な取り組み
- ・Withコロナ・ポストコロナにおけるICT活用
- ・ICT機器やシステム等の環境整備・準備 など

新型コロナウイルス感染症による臨時休業中の取組等を紹介

実証研究テーマの例

- 専門性を育む教育における遠隔教育
- 個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育
- 多様性のある学習環境の遠隔教育
- 教職員を対象とした活用 など

全国遠隔教育フォーラム (実践例4本/YouTube動画1本)

- ・全国遠隔教育フォーラムの様子（動画）
- ・文部科学省による遠隔教育概要資料
- ・実証地域による事例発表資料

成果報告の様子を紹介

分類別遠隔教育事例 (YouTube動画9本)

例) A 1 遠隔交流学習・A 2 遠隔合同授業
B 2 専門家とつないだ遠隔学習
E 遠隔教員研修 など

目的や接続先等による分類ごとの実践事例を紹介

始めよう遠隔教育 (YouTube動画3本)

- ・初級編：Web会議システムの使い方
- ・中級編：システムで具体的にできること
- ・上級編：効果的に活用するために

遠隔教育システムの使い方を段階的に紹介

遠隔教育特例校について

遠隔教育特例校制度とは

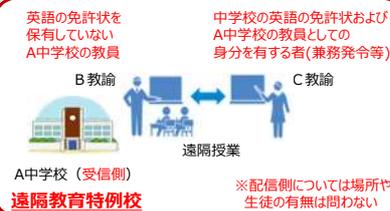
学校教育法施行規則第77条の2に基づき、**中学校等において**、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして、一定の基準を満たしていると文部科学大臣が認める場合、**受信側の教員が当該免許状を有していない状況でも、遠隔にて授業を行うことを可能とするもの。**

(令和元年8月21日に関係省令・告示を公布・施行)

※予算措置なし

※受信側の教員が当該教科の免許状を有している場合は、申請等を行う必要はなく、各学校の判断で実施可能

※イメージ（英語を例とした場合）



対象学校種

- ・ 中学校
- ・ 義務教育学校後期課程
- ・ 中等教育学校前期課程
- ・ 特別支援学校中学部

指定の要件

中学校等において、地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために**必要がある場合**であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める下記基準（令和元年文部科学省告示第56号）を満たしていると認められる場合

- ・ 当該授業が、文字、音声、静止画、動画等の情報を一体的に扱い、同時双方向で行われるもので、対面により行う授業に相当する教育効果を有するものであること
- ・ 遠隔で授業を行うことが、当該授業の内容や教科等の特質に照らして適切であること
- ・ 配信側の教員が、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であること
- ・ 受信側の教室等に中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員が配置され、配信側の教員と十分に連携し、生徒の学習の状況の把握に特に意を用い、適切な指導を行うこと
- ・ 機器の故障により学習に支障を生じないよう適切な配慮がなされていること
- ・ 教科等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと
- ・ 授業の内容及び形態を踏まえ、教育上必要な配慮がなされていること

指定までの流れ



41

(6) 地方教育行政の在り方等関係

42

「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けて【概要】

令和5年7月19日 「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議 報告書

地方教育行政を取り巻く状況

- 教育を取り巻く**社会状況の変化**、外国人児童生徒や不登校児童生徒の増加等の多様化や教育DXをはじめとする学校現場における**課題の多様化・複雑化**
- 「令和の日本型学校教育」を構築するため「**個別最適な学び**」「**協働的な学び**」の**一体的な充実**を図り、**主体的、対話的で深い学び**を実現する必要
- **平成26年の地教法（※）の改正** → 施行されて8年以上が経過し、**制度運用の成果と課題の整理が必要** （※）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

令和の日本型学校教育を推進する地方教育行政の在り方に係る基本的考え方

- 各学校を所管する管理運営機関として、**指導等を通じた管理運営に加え、教育委員会が、積極的な支援を行うこと**
- **教育委員会の機能強化・活性化**を通じて、**教育長がリーダーシップを十分に発揮すること**、教育委員会が**協議制の執行機関として十分な役割を果たすこと**
- 教育委員会のみでは対処しきれない課題の解決や教育の更なる充実に向けて、**総合教育会議の更なる活用等により、首長との連携・協働を通じて対応していくこと**
- 小規模自治体においては、**近隣自治体等と連携しつつ取組を進めること**、特に、**都道府県教委は、広域自治体として、市町村教委への支援を積極的に行うこと**

基本的な考え方を踏まえた具体的な方策等について

<h4>教育委員会の機能強化・活性化</h4> <p>【教育委員会会議の活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前勉強会開催や教育委員提案に基づく課題設定など教育委員会会議活性化等 <p>【教育長、教育委員の人選、資質・能力の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育の状況や候補者の資質・能力、特性等を踏まえた教育長の選任等 <p>【教育委員会事務局の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な研修の機会等を通じて指導主事の資質・能力の向上を図ること等 	<h4>学校運営の支援のために教育委員会が果たすべき役割</h4> <p>【学校の自主性・自律性を促す取組の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校予算に係る裁量の拡大の取組の推進や外部資金の獲得等 <p>【教師が教育活動に専念できる環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者等による過剰な苦情や不当な要求等への対応に係る各教育委員会の支援体制の構築 ・ 学校事務職員がその役割を發揮できるよう支援に取り組むこと等
<h4>教育長と首長との効果的な連携の在り方</h4> <p>【危機管理に係る対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合教育会議を災害発生時の対応に係る議題で開催するなど首長との認識共有等 <p>【総合的な施策の大綱の策定等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合教育会議等における大綱を踏まえた取組の進捗状況等の共有等 <p>【総合教育会議の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ重大事態等緊急の場合の総合教育会議等を通じた協議・調整実施の徹底等 <p>【関係部局等との連携の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家の配置、組織改編等を通じて教育委員会事務局と関係部局の連携実現等 	<h4>小規模自治体への対応、広域行政の推進のための方策</h4> <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員数10人以下の教育委員会は全体の約3割、指導主事未配置の教育委員会は約2割（※）。小規模自治体は必ずしも十分な体制が構築されていない中で様々な課題への対応が必要 （※）「教育委員会の現状に関する調査」（令和3年度） → 都道府県の支援とともに広域連携を含めた各自自治体の一層の取組が必要 <p>【必要な方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県教委は広域自治体として、域内の市町村教委への適切な支援を行うこと ・ 自治体間連携に係る取組について、事例の把握創出・横展開等積極的な支援 ・ 指導主事の共同設置や、校長経験者等のアドバイザー等としての任用 ・ 小規模自治体指導主事対象オンライン情報交換やネットワークづくりの場設置等

国における対応として、

- ① **総合教育会議の活性化や自治体間連携の促進**に向けた支援、
- ② **手引きの作成・公表による取組事例や留意事項等の周知、**
- ③ **特に小規模自治体の指導主事に係るオンラインの情報共有・ネットワークづくりの場の提供** 等

（報告書QRコード）

43

就学校の指定・区域外就学の活用状況調査について

調査の趣旨

- 過去、平成24年に学校選択制（※1）に関する調査を行っていたところであるが、10年が経過し、この間、公立小中学校数・児童生徒数が大きく減少するなど学校を取り巻く状況は大きく変化しており、そうした状況の変化が就学校の指定や区域外就学（※2）の在り方等にも影響を与えていると考えられることから、全国の市町村教育委員会を対象に「就学校の指定・区域外就学の活用状況調査」を実施（調査基準日：令和4年5月1日時点）。
- ※1 設置する学校が複数校ある市町村が、就学校を指定する際に、事前に保護者の意見を聴取する制度。
- ※2 在住市町村の設置する学校以外の学校に通うこと。
- 調査結果の詳細は、令和5年3月24日文科科学省ホームページで公表するとともに、市町村教育委員会が就学事務を適切に実施できるよう都道府県教育委員会を通じて全国の市町村教育委員会に周知。
【文科省HP: https://www.mext.go.jp/content/20230324-mxt_syoto02-000028555_1.pdf】

参考（どの学校に通学するかイメージ図）

A市町村（複数校設置の場合）
（※以下、小学校複数校設置市町村、中学校複数校設置市町村という。）

原則
通常、自宅の住所が属する通学区域により就学校が指定される

就学校の変更
就学校が指定された後で、別の通学区域の学校を指定してもらう変更の申立てをする
事前に聴取する場合は「学校選択制」

山村留学・漁村留学

自然豊かな農山漁村にある程度の期間移り住み、地元小・中学校に通いながら、様々な体験を積む活動

区域外就学
他の市町村等の設置する学校に就学する

44

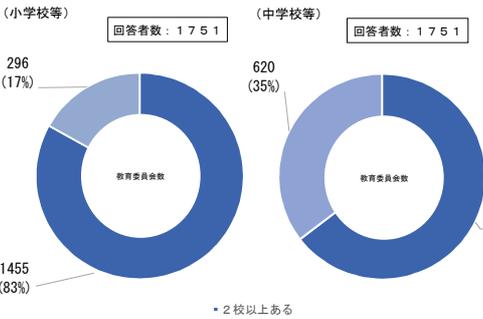
学校選択制の実施状況

- 就学校を指定し得る学校が2校以上ある教育委員会の全教育委員会に占める割合は小学校等で1455（83%）、中学校等で1131（65%）、そのうち、事前に保護者の意見を聴取する学校選択制を小学校で採用している市町村は331（23%）、中学校で採用している市町村は227（20%）である。
- 児童生徒数の減少に伴い、公立小中学校を複数校設置できない市町村が増加している。

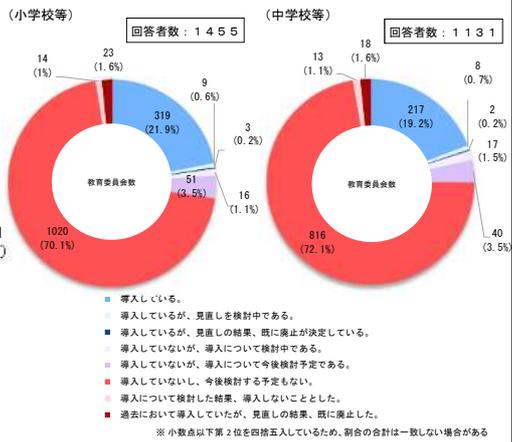
<実施状況>

就学校の指定をし得る教育委員会数

※事務組合等を含む。以下、総称して「教育委員会」とする。



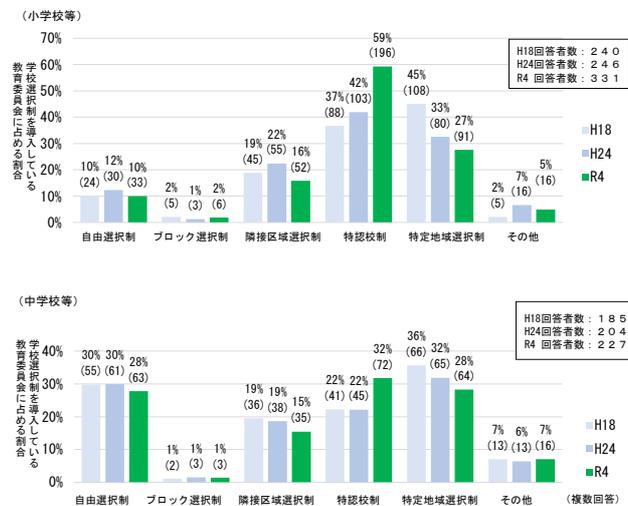
学校選択制の導入状況



就学校の指定・区域外就学の活用状況調査（令和4年5月1日時点）

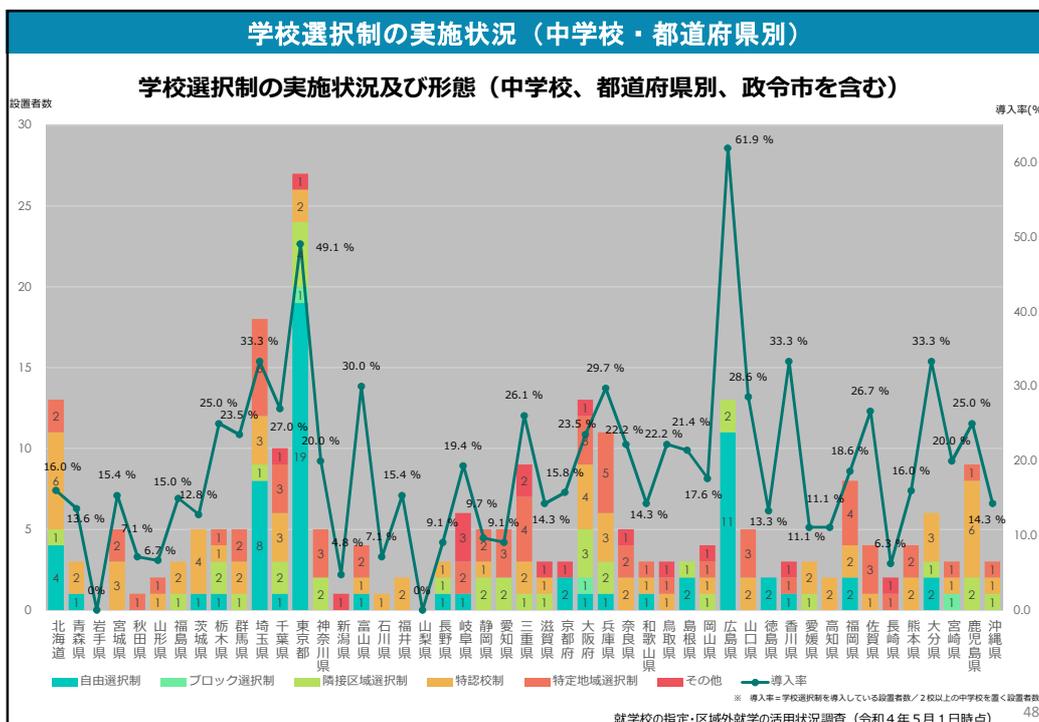
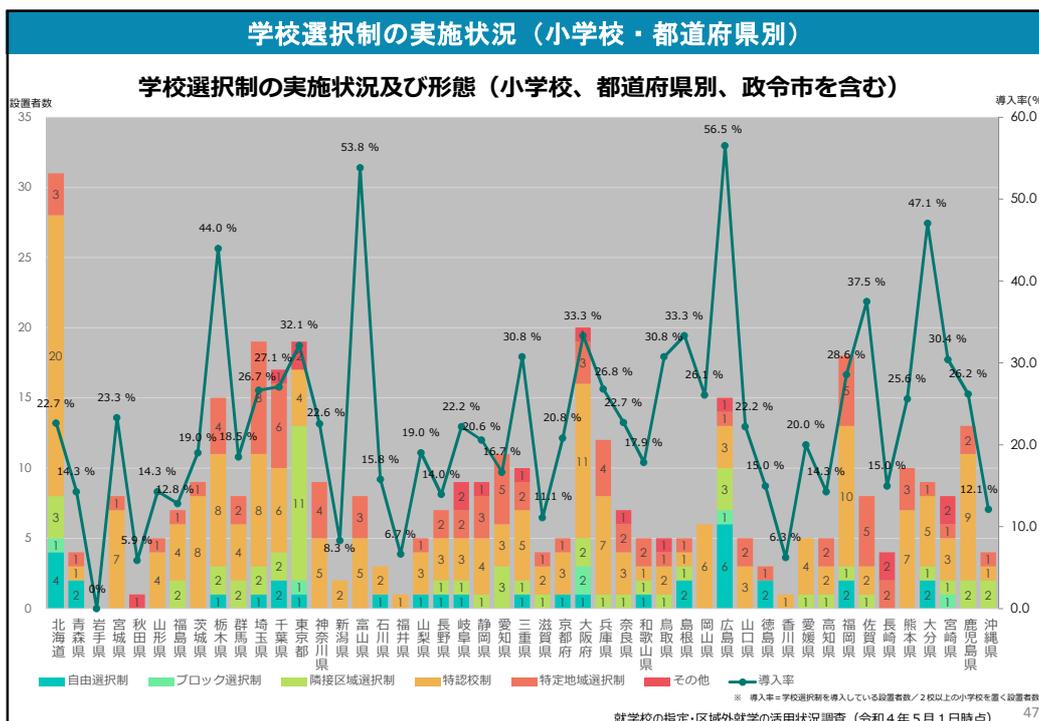
就学校の指定について

- 児童生徒数の減少に伴い、公立小中学校を複数校設置できない市町村が増加する一方、学校選択制を採用する場合には、特認校制を採用している市町村が多い。
- 小学校で特認校制を採用している市町村は196（59%）、中学校で特認校制を採用している市町村72（32%）である。



自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの (例) 山間部で小規模となっている学校について、設定されている通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも選択することを認める場合
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、就学を認めるもの (例) 都市部で大規模となっている地域に居住する者について、設定されている通学区域に関係なく、当該市町村内の通学区域外の学校を選択することを認める場合
その他	上記以外のもの

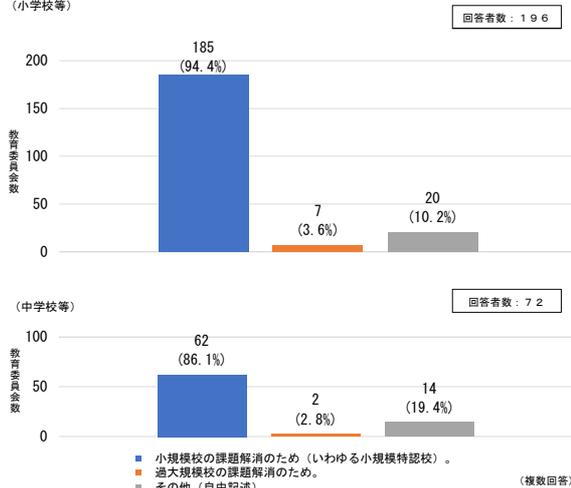
就学校の指定・区域外就学の活用状況調査（令和4年5月1日時点）



特認校制の導入理由

- 特認校制を採用している場合には、特に、小規模校の課題解消方策として、小規模特認校を導入している市町村が多い。
- 小学校で特認校制を採用している市町村は196（59%）、このうち、小規模特認校（今回新規に調査）は185（94%）、中学校で特認校制を採用している市町村は72（32%）、このうち、小規模特認校（今回新規に調査）は62（86%）である。

（小学校等）



「その他」の例は次のとおり

（小学校等）

- ・中学校は通学区域に関係なく、学校を選択できるとしていることから、小中一貫校については、小学校から選択を認めている
- ・特色ある教育を実践する義務教育学校への就学機会の拡大を図るため

（小・中学校等共通）

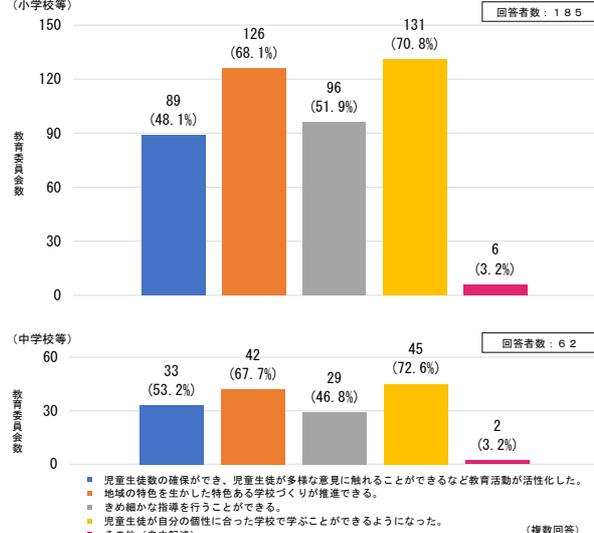
- ・自然環境に恵まれ、その環境を生かした特色ある教育を推進し、豊かな人間性を培うための教育活動を行う学校において教育を受けることを希望する児童生徒を受け入れるため
- ・学習指導要領の改訂の趣旨と本自治体を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域の特性を活かし、小中一貫の9年間を通じた英語教育やグローバル化への積極的取組と課題解消へ向けた環境づくり推進のため

49
就学校の指定・区域外就学の活用状況調査（令和4年5月1日時点）

小規模特認校を導入してよかったこと

- 小規模特認校制を導入してよかったこととしては、「児童生徒が自分の個性に合った学校で学ぶことができたようになった」ことに続き、「地域の特色を生かした特色ある学校づくりが推進できる」をあげている自治体が多い（小学校で126（68.1%）、中学校で42（67.7%））。

（小学校等）



「その他」の例は次のとおり

（小学校等）

- ・大規模校で学校に通うことが難しかった児童が、小規模特認校への通学により登校することができるようになった例があった

（小・中学校等共通）

- ・ICT環境の整備により英語教育、異文化理解、コミュニケーション力育成、学年を超えた交流によりリーダーシップ育成等小中一貫性のメリットが現れてきた

50
就学校の指定・区域外就学の活用状況調査（令和4年5月1日時点）



4. 事例紹介

令和5年度学校魅力化フォーラム

開催概要

開催目的

少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育の推進のため、公立小・中学校の統廃合や小規模校を存続させた場合の教育活動の先進的な取組を発信する。

日時・場所等

- 令和5年8月9日(水)14:00~16:35
- ZoomによるWeb会議・YouTubeライブによる同時配信
- 参加登録者数:約800人

参加者の内訳

※参加登録フォームより

事例発表

- 1 京都府宮津市**
豊かな学びを求めてふるさとを愛する人づくり
～国策「高齢・高齢者として来居へ」
社会の在り方が劇的に変わる「予測難観な時代」が到来する中、人口減少が止まりがつかず、専業主婦に学校の小規模化が懸念され、教育に与える影響は大きなものがあると考えられています。
その課題を最小化するべく、地域や地元の高齢者などとの連携・協働を大切にしながら、これからの時代に求められる子どもたちの豊かな学びをどのように実現していくのか、「従来の新しい教育の概念Version2.0」への時代の「入り組み」している状況を紹介します。
- 2 宮城県白石市**
～新しい道を開く～
10年美を長編入った学校再生
加速する少子化による学校の運営維持・運営改善、校舎の老朽化は大きな課題です。この課題に向き合うことが避けられない状況で令和5年、10年美を長編入った新たな学校設計「学校設計の在り方」について議論を重ねてきました。
教育の魅力を高めるという目標を共に、従来の学校設計ではなく、先進的な学校再編に向けたプロセスや関係者・当事者世代も巻き込んだでの取組などを紹介します。
- 3 新潟県新発田市**
学校統合「反対」から「賛成」へ
保護者合意形成への過程と3つの懸念
少子化の激甚と将来人口動態も見据え、市教育委員会が平成22年度末に採択した教育施策「国定する基本方針」を規定、1学年2級以上、1学年20名以上の定員を目標とし、合併町村を5つの中核校として中学校統合の方向性を示し、10年間の経過期間内で4つは統合、1つは定員確保の長針で、1度、実現しました。
しかし、その一方で、統合を断念した市教育委員会を、関係者間で対立しています。
- 4 岐阜県北方町**
教育力の向上と学校運営の効率化を図る学校再編
平成22年(2010年)頃から校舎の老朽化による修繕の必要性、少子化による学費・専業主婦など多岐にわたる課題が深まり、本町の「学校再編の検討」が開始されました。
町全体の教育力向上を図ることを大前提にした検討や準備を進め、令和5年4月、小学校3校と中学校1校に加え、幼稚園1校と保育園1園を、義務教育学校2校とこども園1園に再編し、稼働開始しました。
その経緯などについて紹介します。
- 5 三重県鳥羽市**
少子化の中で、学校設置と教育の質の維持・向上をどのようにしていくか
令和5年(2023年)に人口17,000人の本市が、令和2年(2020年)には10,000人を数えるまで減少しています。
現在、小学校児童数が594人、中学校生徒数が334人、学級数は小学校7校、中学校4校、小学校37学級中学校1学級を有する学校となっています。
この激減する子ども数を目標に、本市がどのように「学校再編計画」を決定し、地小規模校の存続の観点からどのように選択しようとしているのか、実際の経過を報告させていただきます。
- 6 北海道更別村・中札内村**
小規模自治体間の連携による
学校教育環境の充実に向けた工夫
更別村と中札内村は、昭和22年(1947年)に本村から分村独立した歴史的背景や教育委員会が約7kmの距離にあることから、積極的に学校教育や社会教育で連携を求めて人員や施設、財源を有効的に活用してきました。
今回は、小規模自治体間の連携による学校教育環境の充実に向けた工夫として、実践事例を紹介いたします。

令和5年度学校魅力化フォーラム 宮城県白石市①

これまでの統廃合状況

【白石市小中学校の在り方検討委員会（H25.6～27.3）】

小中学校の小規模化の進行 ⇒ 適正な学校規模の維持が困難 ⇒ 廃止・統合の提言



白石市立茅川小学校
・平成30年3月31日廃止
・白石第二小学校に統合
・児童数の減少



白石市立白川中学校
・平成31年3月31日廃止
・白石市立東中学校に統合
・生徒数の減少



白石市立平中学校
・平成31年3月31日廃止
・白石市立白石中学校に統合
・生徒数の減少

※R5学校魅力化フォーラム
白石市資料より抜粋

新たな学校創生（再編）

10年先の学校の在り方を考える！

白石市学校教育・保育審議会の設置（条例）

—教育委員会の附属機関—

学校教育及び保育の在り方を総合的に検討

審議会（委員10人以内で組織）：教育委員会が委嘱又は任命

- 学識経験者
- 自治会役員その他地域を代表する者
- 市内の保育園、幼稚園、小学校又は中学校に在籍する児童、児童又は生徒の保護者
- 学校教育及び保育の在り方に関する組織に参加する強い熱意を有する市民であって、教育委員会の結果に応じたま（公募）
- その他教育委員会が必要と認める者

第1回：令和4年3月22日 2か月に1回の開催

専門部会：審議会に諮問された事項を専門的に調査審議

- 調査審議すべき専門の事項に関して学識経験を有する者
- 調査審議すべき専門の事項に関して実務経験を有する者
- その他教育委員会が必要と認める者

*小中学校教育部会

*幼児教育・保育部会

随時開催

留意形成を目指して！

令和5年度学校魅力化フォーラム 宮城県白石市②

新たな学校創生（再編）

審議会・専門部会以外の取組 多様な視点・未来に直結する若者の声

「白石市の学校の魅力化を考える」子ども・若者会議の実施：小中学校教育部会主催

市内在住の高校生及び20代の若者9名が、1時間の昼休みをはさみ約4時間半、白石市の将来の学校の在り方、魅力化について真剣に話し合う。



意見集約

- 小規模校と中規模校の選択肢があることが望ましい
- 再編に当たっては、学区制はなくなることがいい

白石市の魅力や将来について

- ◆「白石市は人との温かさを感じる」
- ◆「英語を使った観光ガイドで活性化させる」
- ◆「町づくりとタイアップした教育の展開」

会議に参加して

- 「白石市のすばらしさを実感した」
- 「白石市の未来を考える機会となり、これからも考えていきたい」

※R5学校魅力化フォーラム
白石市資料より抜粋

審議会・専門部会以外の取組 多様な視点・現在の子育てに直結している人の声

「白石市の学校の魅力化を考える」保護者会議の実施：小中学校教育部会主催

市内小中学校及び幼稚園・保育園等の各保護者代表（主にPTA会長などの役員）約20名が参加現状を踏まえ、学校を再編するべきかについての意見交換を2回実施



新設の小中一貫義務教育諸学校1校、小中一貫不登校特例校1校、小中一貫小規模校1校の3校に再編する案に賛同

【再編に向けての要望】

- 地元学（仮称）として各地域にまつわる伝承・歴史、伝統的な文化・芸能などを探究する学習を実施
- カリキュラムで児童生徒の個性を伸ばす教育の展開
- 児童館や児童クラブなど放課後支援の充実が不可欠
- スクールバスなど登下校の交通手段への配慮が必要で、送迎付きの民間クラブ・塾の活用も選択肢として検討し...

令和5年度学校魅力化フォーラム 宮城県白石市③

新たな学校創生（再編）

※R5学校魅力化フォーラム
白石市資料より抜粋



答申の内容（小中学校教育局）

従来型の学校統廃合ではなく、現在の小学校10校、中学校5校を、規模の異なる3校に再編し、教育の充実を図る

- 1 小中一貫義務教育学校
- 2 小中一貫小規模校
- 3 小中一貫不登校特例校

学校統合
大胆な再編

学区制なし・希望性
転出入自由

再編までの移行期を、本市の学校教育の「魅力化推進時期」と位置づけ、再編を見越した取組を開発・実施すること。

- 【魅力化推進時期の取組案】
- ① 再編後の学校の魅力化を考える子ども会議の実施（p4c）。
 - ② 「地元学（仮称）」の先行実施（特に小学校区相互の交流会）。
 - ③ 幼保小中の保護者代表による全市の交流（再編に向けた保護者04c）の定期的実施。
 - ④ 児童クラブや児童館、あるいはそれと同等の放課後支援の実施。
 - ⑤ コミュニティ・スクールの導入。

55

令和5年度学校魅力化フォーラム 宮城県白石市④

新たな学校創生（再編）

※R5学校魅力化フォーラム
白石市資料より抜粋



白石市の学校創生



56

令和5年度学校魅力化フォーラム 新潟県新発田市①

令和5年度 学校魅力化フォーラム

学校統合「反対」から「賛成」へ

保護者合意形成への過程と3つの要素

新潟県 新発田市 教育委員会

※R5学校魅力化フォーラム
新発田市資料より抜粋

平成21年5月「新発田市教育制度等検討委員会」からの報告・提言を受けて

**新発田市立
小・中学校の望ましい
教育環境に関する
基本方針**

平成22年3月 策定

- > 小規模化が顕著な市街地郊外の小学校から、望ましい教育環境実現のための手段として学区再編
- > 1学年2クラス以上
クラス替えが可能
集団としての競争心の育成、多くの先生と接し子どもたちの多面的なものの見方が育成される
- > 1クラス20名以上
多様な考えや意見の中で、思考力・判断力・表現力が磨かれる
競争心が育まれ、切磋琢磨する向上心が生まれる
複数グループによる学習活動や集団スポーツが可能になる

**基本方針に基づく
学区再編計画と
小学校統合の推移**

- 目的は、子どもたちにとって望ましい教育環境の整備
- そのため手段として、小学校統合
- 条件は、地域住民と保護者の合意形成

- > 計画期間 10年間
平成23年度から令和2年度
- > 中学校区単位で小学校統合
- > 市内全10中学校区のうち、5中学校区で推進(合併町村含む)
- > 4つの中学校区で小学校統合実現
平成26年4月 川東(3小学校)
平成30年4月 東(4小学校)
令和3年4月 七葉(2小学校)、豊満(1小学校)
- > 1つの中学校区は、一部保護者の反対表明を受け、統合目標時期を当面延期

57

令和5年度学校魅力化フォーラム 新潟県新発田市②

**学校統合「反対」
表明を受けて
市と市教委の対応**

基本方針から「ブレない」こと

※R5学校魅力化フォーラム
新発田市資料より抜粋

- 3小学校の統合で、市教育委員会が目指す望ましい教育環境が実現できる
- 「反対」を除く2校の統合では、市教育委員会が目指す望ましい教育環境とする「1学年2クラス」にならない
- 反対意見がある状況では、地域と保護者の合意形成が得られたとは言えず、行政が強引に学校統合を進めるべきではない
- しかし、子どもたちの望ましい教育環境実現は、あきらめない
- まずは、学校統合の時期を「当面延期」表明した

**学校統合「反対」
から「賛成」へ
3つの要素**

**その1
地域のリーダーを味方につける**

- ①地域のまとめ役、影響力のある人(議会議員、長老、重鎮、自治会長、町内会長など)市の基本方針のご理解、ご協力を得る
- ②市の担当者が、地域の歴史や文化、特徴をよく知り、尊重する
- ③お互い本音で話し合う。地域にとって、子どもたちにとって、将来どうあるべきか？

58

令和5年度学校魅力化フォーラム 新潟県新発田市③

学校統合「反対」から「賛成」へ
3つの要素

その2

保護者「反対」の理由を
正確に把握し、打開策を探る

【主な反対意見】

- 全校児童130人規模の小学校、各クラス20人程度おり、教員の目が行き届くきめ細かい指導が受けられる。今の学校環境でなんら問題ない
- 小学校が近くにあるから、宅地分譲地を購入して家を建てた。なぜ遠い統合校へ通わなければならないのか
- 統合後の通学支援スクールバス運行があるのかはっきりしない
(当時、地域の公共交通は学校統合の通学支援とセットで検討する市の方針)

※R5学校魅力化フォーラム
新発田市資料より抜粋

学校統合「反対」から「賛成」へ
3つの要素

その3

チャンスを逃さず、タイムリーに
情報発信する

- 人口動態を毎年チェック
令和5年度以降、急激に児童数が減少する
- 令和8年度、複式学級発生が見えた
- 市の方針変更「地域の公共交通と、学校統合時の通学支援は別で検討する」

こうした状況変化を、ていねいに保護者の代表へ説明し、行政担当者と意見交換会

小学校、保育園の全保護者へ周知文書を配布、合わせて全戸回覧

59

令和5年度学校魅力化フォーラム 新潟県新発田市④

保護者合意形成と
学校統合に向けた
協議再開

- 学校統合「反対」表明した小学校区で、改めて、保護者が学校統合に関する意向調査を実施
- 保護者意向調査の集計結果を公表「賛成多数」となる
- 「賛成多数」を受けて、保護者代表が、市へ学校統合に向けた話し合いに積極的参加することを表明
- 残りの2校の保護者代表、自治会代表に、市から状況を説明
- 3小学校区とも、統合に向けた協議再開で合意

新たに「統合小学校開校準備協議会」を設立

(3小学校区の自治会・保護者の代表、学校長で構成)

※R5学校魅力化フォーラム
新発田市資料より抜粋

学校統合に向けて
地域住民の
機運を高める

- 統合校の名称
- 統合校の校章
- 統合校の校歌(歌詞)

統合小学校開校準備協議会が、地域住民から公募、選考結果を公表、市長へ推薦

令和4年9月 市議会

学校設置条例改正議案の可決

令和5年度学校魅力化フォーラム 岐阜県北方町①

令和5年8月9日(水) 学校魅力化フォーラム

教育力の向上と 学校運営の効率化を図る 学校再編

岐阜県北方町

どのような再編をしたか

令和5年4月 「小学校3校と中学校1校」を「義務教育学校2校」に再編

令和5年3月 北方小 北方中 北方西小 北方南小

令和5年4月 北学園 南学園

開校・開園に至った経緯

□ 平成29年12月 町として下記2つを目指す再編方針を決定

- 1 教育力の向上
幼保小中一貫教育の推進（義務教育学校、こども園）
- 2 学校運営の効率化
空き教室の増加（最大収容：2,438人→計画時(R1)：1,596人）
園舎や校舎の老朽化（修繕費が高む）

特に課題の課題となったこと

校舎の老朽化

築年数の新しい校舎（南小、北方中、北小北舎）を活用し、足りない部分を整備して統合する

北方西小学校

多額の修繕費が必要となうえ、学年単学級となり、クラス替えができない

※R5学校魅力化フォーラム北方町資料より抜粋

令和5年度学校魅力化フォーラム 岐阜県北方町②

教育力の向上について

幼保小中一貫保育教育

15歳まで切れ目なく着実に力を伸ばします

「無難な結果」を徹底的に避け、
「安全な結果」を徹底的に狙います

こども園・保育園・学級の編制により15年間を見通した教育を行います

多様な豊かな体験を蓄積する

基礎・基本を徹底する

標準力・表現力を育てる

個性を伸ばす

1つに留まらず多様な体験でたくましい力の子を育てる

※R5学校魅力化フォーラム北方町資料より抜粋

□ 一貫校のよさを生かした教育を進める

安心

子ども理解 15年間の見通し

子ども：多くの先生に相談できる
教員：小さい時から知っている
保護者：確なじみの先生がいる

楽しい

教科担任制 一貫カリキュラム

子ども：専門的な授業が受けられる
教員：教材の系統性がよくわかる

元気

切れ目のない地域・保護者連携

子ども：地域のひととのつながりが深まる
地域：学校に対する理解が深まる
「園・学校も元気、地域も元気」

62

令和5年度学校魅力化フォーラム 岐阜県北方町③

学校運営の効率化について



北学園



南学園

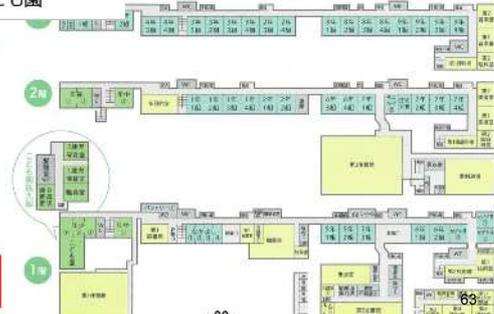
既存の施設の活用 & 新設増築

○ 新設増築した施設



※R5学校魅力化フォーラム北方町資料より抜粋

配置図



子どもの人数に応じた適正規模に

令和5年度学校魅力化フォーラム 岐阜県北方町④

開校・開園して、今思うこと

【よかったこと】

- ・安定的に小学校高学年の教科担任制ができています。
- ・中学生にあたる7,8,9年生の生活ぶりが落ち着いたこと。
- ・多様な異学年交流により活力が生まれていること。
- ・教職員の視野や意識が広がったこと。
- ・修繕費(含将来)、維持費、人件費等、園・学校運営が効率化できたこと。

教科に自信のある先生に教えてもらえるようになって授業が楽しい。(6年生児童)

9学年のリーダーだと思つと、手間はかかるけど、充実感は大いさ。(9年生生徒)

中学生にあたる7,8,9年生が小さい子と登校し、微笑ましいし、生き生きしてきた。(地域の方)

小中の教職員が1つになったことで、子どもの情報がすぐに得られるようになった。(教職員)

【課題に感じていること】

- ・両学園の交流、特色づくりに関すること。
- ・6年生の活躍の場に関すること。
- ・不登校への効果に関すること。

宿泊学習など、多くの行事を、両学園がいっしょに行うのは、準備に手間がかかりすぎる。無理のないように工夫していく必要がある。(教職員)

6年生のリーダーとしての活躍の場が湧いたように感じ、心配だ。(保護者)

開校当初は、不登校傾向のあった子どもも積極的に登校していたが、時間の経過とともに不登校傾向になってきている。(教職員)

まだわからないところもありますが、幅広い年齢の子ども、様々な個性の教職員が1か所に集うことで、活力が生まれていると感じています。

※R5学校魅力化フォーラム北方町資料より抜粋

64